

様式第1別記2

○犬猫等健康安全計画の記載例

本計画については、以下の事項の全てを記載する必要はないが、1～3のそれぞれの事項について、例示相当の具体的な記載が求められる。

1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫のほか、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫（母犬・母猫等）も含まれる。

① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日○回確認を行う。
- ・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。

※具体的な管理状況について、数値をもって記載されることがのぞましい。

② 獣医師等との連携

- ・○○動物病院を、かかりつけの獣医師としている。（○○動物病院と、診療契約を締結している。）
- ・専属の獣医師を雇用（契約）しており、当該獣医師が週○回診察・健康診断を行う。

※具体的な動物病院名等を記載。

※契約関係を示す書類の添付を義務付けるものではない。

2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

① 譲渡先・飼養施設等の確保

- ・専用の飼養スペースを設けている。
- ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- ・（系列店舗、近隣のペットショップと協力して）別に譲渡会を開催する。
- ・愛護団体（○○）と協力して譲渡先を探す。

② 需給調整等

- ・系列店舗と連携する
- ・近隣○○ペットショップと連携する。
- ・売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。

※協力関係について、それを証明する書類までを求めるものではない。

3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

① 飼養・保管方法

- ・生後56日までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- ・疾病に罹患又は負傷した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受けさせる。
- ・1年以上飼育している犬猫は、年1回以上、獣医師による健康診断を受けさせる。その記録を5年間保存する。
- ・1日1回以上清掃、週○回以上消毒を行う。
- ・1日3時間以上、運動スペースで自由に運動させる。（分離型ケージの場合）
- ・獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。
- ・販売に供するまでに動物病院にてマイクロチップを装着する。
- ・マイクロチップ装着の目的及び指定登録機関への所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。

② 繁殖方法

- ・犬猫を繁殖させる場合は、必要に応じて獣医師の判断を仰ぐ。
- ・メスを交配に供する期間は6歳まで、生涯出産回数は6回までとする。（犬の場合）
- ・メスを交配に供する期間は6歳までとする。（猫の場合）
- ・遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
- ・出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受けさせる。

③ 展示方法

- ・夜8時～朝8時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。
- ・6時間以上連続した展示は行わない。（完全予約制等）
- ・6時間以上展示する場合、途中で○○（バックヤード等顧客の目につかない場所）にて○○分以上休憩させる。
- ・6時間以上連続して展示を行う場合は、休憩できるスペースに自由に移動できる状態を確保する。
- ・毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
- ・顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。

※②、③については、繁殖を行う場合、展示を行う場合に限り記載する。

※例示以外にも幼齢動物の健康及び安全の保持のために積極的に行う予定の事項があれば、これを併せて記載する（但し計画遵守義務がある。）。

④ 輸送後の観察

- ・飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態を目視によって観察する。